

現状・課題

- 子供たちが性犯罪被害に遭う機会が増加。さらに生命、身体、財産等を侵害する割合が高い重要犯罪が急増。
 - ・児童ポルノ事件の検挙件数は年々増加し、**平成30年は3,097件で過去最多**
 - ・SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は令和元年度は**過去最多(H26: 618件 → R1: 1,099件)**
 - ・SNSに起因する重要犯罪のうち、強制性交等、略取誘拐、強制わいせつは5年前と比べおよそ3倍に増加 (**H26: 37件 → R1: 110件**)
- 女性に対する暴力が生まれる背景に女性の人権を軽視する傾向があるとの指摘(国連、2018)。
 - ・社会全体における男女の地位の平等感について国民の7割が「男性が優遇」と回答。性別による固定的な役割分担意識が存在(内閣府世論調査、2019)。
 - ・2019年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は過去最低の順位(121位/153か国中)

現在及び将来にわたり子供たちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要。

取組の必要性

- ◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
(令和2年6月 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)
【教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】
(学校等における教育や啓発の内容の充実)
…工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料…等を、…関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、**令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする**。…あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。
- ◆「骨太方針2020」(令和2年7月18日閣議決定)
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、**教育・啓発等を強化**する。
- ◆**すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言**
(令和2年7月1日)
性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。…また、**性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます**。

事業概要(委託事業)

I 学校における生命(いのち)の安全教育推進事業

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、関係省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施し、学校における実証を通じた指導方法の他、関係機関との連携を含めた指導の充実を図る取組等に関する指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開を図る。(幼・小・中・高校・特支対象)

- 【令和3年度】 教育機関における実証を通じた指導モデルの作成
- 【令和4年度】 指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善
- 【令和5年度】 全国の小中高の各学校において教育の開始

II 学校と地域で育む男女共同参画促進事業

関係機関・団体の連携の下、小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを開発するとともに、保護者向け啓発資料を作成し、性差に関する偏見や性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

(小・中学生対象)

- 【令和3年度】 児童生徒を対象とした指導教材と保護者向け啓発資料の作成
- 【令和4年度】 指導教材の実証を通じて改善を図る
- 【令和5年度】 全国の小中学校への普及・展開を図る